

## 第5章 学校外における学修の単位認定について

### 第1 学校間連携実施要領

#### 1 趣旨

生徒の能力・適性、興味、関心等の多様な実態を踏まえ、学習に選択の幅を拡大する観点から、自校において生徒の多様な実態に対応した教科・科目の開設が困難な場合、他の高等学校と連携し、生徒に他の高等学校の教科・科目を受講する機会を与え、当該学習の成果を自校の教科・科目の単位として認めるものである。

#### 2 実施手続き

- (1) 連携実施校（生徒が在籍する学校）と連携協力校（生徒が教科・科目を受講する連携先の高等学校）は、実施に必要な事項について両校間の連携協定を定める。
- (2) 連携実施校校長は、一部科目の履修願いを連携協力校校長へ提出する。
- (3) 連携協力校校長は、一部科目の履修許可書を連携実施校校長へ交付する。
- (4) 連携協力校校長は、一部科目の成績及び単位修得証明書を連携実施校校長へ交付する。
- (5) 連携実施校校長は、生徒が取得した単位を自校の単位として認定する。

#### 3 実施条件

- (1) 学校間連携は、全日制、定時制、通信制のいずれの課程間及び普通科、専門学科、総合学科のいずれの学科間においても実施可能である。
- (2) 他の高等学校における履修を自校の単位として認定できる単位数は、学校外における学修の単位認定の制度により認定できる単位数と合わせて36単位以内とする。
- (3) 連携協力における授業は、通常の時間帯に行われる授業のほか、集中講義等の形態をとることも可能である。

#### 4 連携協定内容

- (1) 教育課程に関すること。  
連携科目、実施単位数、学年、実施課程、対象学科、受講人数等
- (2) 成績評価に関すること。
- (3) 生徒の出欠の扱いに関すること。
- (4) 生徒指導上の配慮に関すること。  
通学方法、学校事故、問題行動の対処、休講の場合の対処等
- (5) その他必要事項について

#### 5 留意事項

- (1) 実施に当たっては、教職員の共通理解を十分図り、教育的効果が発揮されるよう留意すること。
- (2) 連携協定の制定に当たっては、両校の教職員で組織する連携委員会等を設置し、十分に協議し、連携が円滑に実施できるよう配慮すること。

- (3) 生徒指導要録には、備考欄に「学校間連携」と記入し、併せて連携先の学校名を記入すること。

6 教育委員会への申請

学校間連携実施校の校長は、様式8により教育委員会に申請すること。

- (1) 提出先：高等学校教育担当
- (2) 提出部数：2部（A4判）
- (3) 提出時期：教育課程申請時
- (4) その他：連携に関する学校間の協定書等の写しを添付すること。

(様式8)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立 高等学校  
校長名 印

学校間連携の実施について (申請)

標題について、次のとおり実施したいので申請いたします。

記

1. 連携する学校・課程・学科

学 校 名	課 程	学 科

2. 実施内容

連携する教科・科目等			受講する(予定)生徒		
教 科	科 目	単位数	学 科	学 年	人 数

3. 実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

## 第2 学校外における学修（学校間連携を除く）の単位認定実施要領

### 1 趣旨

生徒の能力・適性、興味、関心等の多様な実態を踏まえ、学習に選択幅を拡大するとともに、自ら学ぶ意欲の向上により、生涯にわたる学習の基盤を培う観点から、生徒の学校外における体験的な活動や、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果をこれまで以上に評価していくこととし、ボランティア活動、就業体験等に係る学修について、各高等学校長の判断により、当該学校の単位として認定できるようにするものである。

### 2 単位認定の対象

(1) 大学、高等専門学校、専修学校の高等課程若しくは専門課程、その他の教育施設等における学修。

ア 大学又は高等専門学校における科目履修生、研究生又は聴講生としての学修。

イ 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修。

ウ 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修。

エ 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修で、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。

(2) 知識及び技能に関する審査での合格に係る学修。

ア 対象とする技能検査及び単位数は表4を標準とする。

イ 表4で示したものの以外のは事前に教育委員会と協議すること。

(3) ボランティア活動、就業体験その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修。

### 3 単位の認定条件

(1) 単位認定は各学校長が行う。

(2) 認定できる単位数の限度は、学校間連携制度により認定できる単位数と合わせて36単位までとする。

(3) 認定された単位は卒業に必要な単位数に含めることができる。

(4) 認定する単位は、学修の成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

(5) 学校設定教科の名称は、「学校外学修活動」とし、その場合の科目名は、「大学等における学修」、「知識及び技能検査」、「ボランティア活動」、「就業体験」とする。なお、いずれにも該当しない場合は、「社会体験活動」とする。

(6) 単位の認定時期は原則として、学校外における学修の成果が認められた年度の対応教科・科目または学校設定教科・科目の単位を認定する時期とする。

(7) 認定に当たっては、評定は行わず、単位の認定のみとする。

#### 4 生徒指導要録への記入

- (1) 当該教科・科目の一部又は全部の単位として認定する場合は、当該科目の「単位修得数」の欄に記入すること。
- (2) 当該教科・科目の増加単位として認定する場合は、当該教科・科目の「修得単位数」の欄に加えた単位数を記入する。なお、すでに認定した教科・科目に係る学校外における学修の成果を単位認定する場合は、成果を認められた年度の当該科目の「修得単位数」の欄に増加単位数を記入する。
- (3) 上記(1)、(2)いずれの場合も、備考欄に学校外における学修の内容、修得単位数を記入する。

#### 5 教育委員会への申請について

- (1) 学校外における学修の単位認定を行う高等学校の校長は、様式9により教育委員会に申請すること。
  - ア 提出先：高等学校教育担当
  - イ 提出部数：2部（A4判）
  - ウ 提出時期：教育課程申請時
- (2) 上記(1)の申請をした高等学校の校長は、様式10により教育委員会に認定報告をすること。
  - ア 提出先：高等学校教育担当
  - イ 提出部数：2部（A4判）
  - ウ 提出時期：年度末

#### 6 実施に当たっての留意点

- (1) 制度導入に際しては、教育課程上に位置付けるとともに、学校外における学修の単位認定に関する校内規定等を整備すること。
- (2) 学習指導要領に定められた、全ての生徒に履修させる教科・科目は当該学校において履修させることとし、学校外における学修をもってこれに代えることはできない。
- (3) 実施に当たっては、生徒及び保護者に制度の趣旨や内容、学校の方針や単位認定の基準などについてよく説明すること。
- (4) 生徒に対するオリエンテーションの実施、申請書や計画書の提出、レポートの提出など適切な指導を行うこと。
- (5) ボランティア活動については、公的機関やそれと同等の信頼できる団体等の受入れや仲介のある活動であり、受入先や仲介先と十分に連携がとれ、活動の証明が可能であることなどに留意すること。
- (6) 就業体験については、受入先が就業体験について理解し、生徒の指導監督ができ、安全対策等についても配慮している事業所であること。制度の趣旨を踏まえ、アルバイトを助長することにならぬように配慮すること。
- (7) 各種学校や専修学校のひとつである予備校における特別の進学指導等に係る学習の成果を単位認定の対象とすることはできない。
- (8) 技能審査の成果の単位を認定できるのは、高等学校在学中に受検し、合格した場合であり、高等学校入学以前または高等学校卒業後に合格したもののについては、適用できない。

■表4 技能審査の成果の単位認定に係る標準例

NO	技能審査の種類	実施団体等	級・種別	種別対応する教科・科目認定		認定 単位数
				教科	科目	
1	日本漢字能力検定	(財)日本漢字能力検定協会	2級	国語	国語総合、国語表現	2
2	歴史能力検定	歴史能力検定協会	世界史2級	地理歴史	世界史B	2
			日本史2級	地理歴史	日本史B	2
3	実用数学技能検定	(財)日本数学検定協会	準2級	数学	数学I	2
4	硬筆書写技能検定	(財)日本書写技能検定協会	2級	芸術	書道I	1
5	毛筆書写技能検定	(財)日本書写技能検定協会	2級	芸術	書道I、書道II	2
6	実用英語技能検定	(財)日本英語検定協会	2級	外国語	コミュニケーション英語I、 コミュニケーション英語II、 英語会話	3
			準2級			2
			3級			1
7	TOEFL	国際教育交換協議会	480以上			3
			450以上			2
8	TOEIC	(財)国際ビジネス コミュニケーション協会	550以上			3
			450以上			2
9	実用フランス語技能検定	(財)フランス語教育振興協会	2級			外国語
10	家庭料理技能検定	(学)香川栄養学園	2級	家庭	調理、フードデザイン、食文化、 課題研究	2
11	情報技術検定	(社)全国工業高等学校長協会	1級	情報 (共通)	社会と情報 情報の科学	2
			2級			1
12	情報処理検定	(財)全国商業高等学校協会	1級			2
			2級			1
13	パソコン利用技術検定	(社)全国工業高等学校長協会	1級			2
			2級			1
14	情報処理活用能力検定(J検)	(財)専修学校教育振興会	1級			2
15	ワープロ実務検定	(財)全国商業高等学校協会	1級			2
16	危険物取扱者	総務省	乙種 1～6類	工業	設備計画、衛生・防災設備、 工業化学、化学工学、セラミック 化学、セラミック技術、工業技術 基礎、工業数理基礎、課題研究	各 類 1
17	公害防止管理者 (大気、水質、騒音振動、 粉じん、ダイオキシン)	(社)産業環境管理協会 (経済産業省)		工業	社会基盤工学、工業化学、化学 工学、地球環境化学、材料加工、 セラミック技術、課題研究	各種・類 1～2
18	冷凍機械責任者	経済産業省	3種	工業	設備計画、空気調和設備、衛生・ 防災設備、課題研究	1
19	ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験 協会(厚生労働省)	2級	工業	原動機、設備計画、空気調和 設備、衛生・防災設備、化学 工学、地球環境化学、材料製造 技術、工業管理技術、課題研究	1
20	土木施工管理技術検定 (学科試験)	(財)全国建設研修セン ター(国土交通省)	2級	工業	土木施工、土木基礎力学、土木構 造設計、社会基盤工学、課題研究	5
21	車両系建設機械運転技能者	厚生労働省		工業	実習、土木施工、課題研究	各種 1
22	測量士	国土交通省国土地理院		工業	実習、測量、課題研究、建築施工	4
23	測量士補	国土交通省国土地理院				3

NO	技能審査の種類	実施団体等	級・種別	種別対応する教科・科目認定		認定 単位数
				教科	科目	
24	地理空間情報専門技術認定	(財)日本測量協会		工業	実習、測量、課題研究	2
25	酸素欠乏危険作業主任者	厚生労働省		工業	土木施工、社会基盤工学、課題研究	2
26	下水道管理技術者	日本下水道事業団		工業	土木施工、土木基礎力学、土木構造設計、社会基盤工学、課題研究	3
27	火薬類取扱保安責任者	経済産業省		工業	土木施工、社会基盤工学、課題研究	2
28	電気工事士	(財)電気技術者試験センター(経済産業省)	第一種	工業	実習、電気基礎、電気機器、電力技術、課題研究、電子計測制御	2
			第二種		実習、電気基礎、電気機器、電力技術、衛生・防災設備、課題研究	2
29	電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター(経済産業省)	第三種	工業	電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、課題研究、電子計測制御	6
30	工事担任者	総務省	第二種	工業	電子技術、電子回路、通信技術、課題研究	3
			第三種			2
31	陸上特殊無線技士	総務省	二級	工業	電子技術、電子回路、電気基礎、通信技術、課題研究	1
32	アマチュア無線技士	総務省	二級	工業	電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、課題研究、電気基礎	1
33	ラジオ・音響技能検定	(財)実務技能検定協会	2級	工業	工業技術基礎、実習、電子技術、通信技術、電子回路、課題研究、電気基礎	1
34	デジタル技術検定	(財)実務技能検定協会	3級	工業	情報技術基礎、電子計測制御、課題研究、生産システム技術	1
35	画像情報技能検定CG部門	締画像情報教育振興協会	ベーシック	工業	情報技術基礎、製図、課題研究	1
36	情報処理技術者	(財)日本情報処理開発協会(経済産業省)	基本情報技術者	工業	情報技術基礎、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、課題研究、生産システム技術	3
			ITパスポート			2
37	情報技術検定	(社)全国工業高等学校長協会	1級	工業	情報技術基礎、電子技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、課題研究	2
			2級			1
38	パソコン利用技術検定	(社)全国工業高等学校長協会	1級	工業	情報技術基礎、電子技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、課題研究	2
			2級			1
39	計算技術検定	(社)全国工業高等学校長協会	1級	工業	工業数理基礎、課題研究	1
40	基礎製図検定	(社)全国工業高等学校長協会		工業	製図、デザイン技術、課題研究	1
41	機械製図検定	(社)全国工業高等学校長協会				1
42	トレース技能検定	(財)実務技能検定協会	2級	工業	製図、課題研究	1
43	レタリング技能検定	(財)実務技能検定協会	3級	工業	デザイン技術、課題研究	1
44	消防設備士	総務省	乙種1~7類	工業	建築計画、設備計画、衛生・防災設備、課題研究	各 類 1
45	ガス溶接技能講習	都道府県労働基準局	修了者	工業	工業技術基礎、実習、課題研究	1
46	工業英語能力検定	(社)日本工業英語協会	4級	工業	工業技術英語、課題研究	1

NO	技能審査の種類	実施団体等	級・種別	種別対応する教科・科目認定		認定 単位数
				教科	科目	
47	商業経済検定	(財)全国商業高等学校協会	1級	商業	広告と販売促進、マーケティング、 ビジネス経済応用、経済活動と法、 ビジネス基礎	3
48	販売士検定	日本商工会議所	2級	商業	広報と販売促進、マーケティング、 ビジネス経済応用、ビジネス基礎	3
49	簿記実務検定	(財)全国商業高等学校協会	1級	商業	簿記、原価計算、財務会計Ⅰ、 財務会計Ⅱ	2
50	簿記検定	日本商工会議所	2級			2
51	簿記能力検定	(社)全国経理教育協会	1級			2
52	情報処理検定	(財)全国商業高等学校協会	1級	商業	情報処理、プログラミング、 ビジネス情報	2
			2級			1
53	IT活用能力検定	(社)全国経理教育協会	1級			2
			2級			1
54	情報処理技術者	(財)日本情報処理開発 協会(経済産業省)	基本情報 技術者			3
			ITパスポート			2
55	電卓技能検定	日本電卓検定協会	1級	商業	ビジネス実務	2
56	電卓計算能力検定	(社)全国経理教育協会	1級			2
57	珠算・電卓実務検定	(財)全国商業高等学校協会	1級			2
58	珠算能力検定	日本商工会議所	1級			2
59	珠算検定	(社)全国珠算教育連盟	1級			2
60	ワープロ実務検定	(財)全国商業高等学校協会	1級	商業	電子商取引、ビジネス実務	2
			2級			1
61	日商PC検定(文書作成)	日本商工会議所	2級			2
62	英語検定	(財)全国商業高等学校協会	1級	商業	ビジネス実務、英語の各科目	2
63	日商ビジネス英語検定	日本商工会議所	3級			2
64	秘書技能検定	(財)実務技能検定協会	3級	商業	課題研究、広告と販売促進、簿記	1

(様式9)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立 高等学校  
校長名 印

学校外における学修に係る単位認定について (申請)

標題について、次のとおり実施したいので申請いたします。

記

1. 大学、高等専門学校、専修学校、公開講座等における学修の単位認定

学校外における学修の内容 (名称)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全 部、科目の増加単位)
	教科	科目	開設 単位数		

2. 技能審査の成果の単位認定

技能審査の種類(水準)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全 部、科目の増加単位)
	教科	科目	開設 単位数		

3. ボランティア活動、就業体験その他の継続的に行われる活動に係る学修の単位認定

学校外における学修の内容 (名称)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全 部、科目の増加単位)
	教科	科目	開設 単位数		

(様式10)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立 高等学校  
校長名 印

学校外における学修に係る単位認定について (報告)

標題について、次のとおり報告します。

記

1. 大学、高等専門学校、専修学校、公開講座等における学修の単位認定

学校外における学修の内容 (名称)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全部、科目の増加単位)	該当生徒人数				
	教科	科目	開設 単位数			1年	2年	3年	4年	合計

2. 技能審査の成果の単位認定

技能審査の種類(水準)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全部、科目の増加単位)	該当生徒人数				
	教科	科目	開設 単位数			1年	2年	3年	4年	合計

3. ボランティア活動、就業体験その他の継続的に行われる活動に係る学修の単位認定

学校外における学修の内容 (名称)	対応する教科・科目等			認定 単位数	認定方法 (科目の単位の一部・全部、科目の増加単位)	該当生徒人数				
	教科	科目	開設 単位数			1年	2年	3年	4年	合計

第3 高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定について

1 認定する教科・科目及び単位数等

- (1) 入学以前又は在学中に合格した科目のうち、当該高等学校の教育課程に設けられている教科・科目に限り認定する。
- (2) 履修順序のある科目にあたっては、その順序に関係なく設定することができる。ただし、履修順序が先である科目が未履修（未合格）の場合は、その科目を履修させることが望ましい。

2 認定する単位数等

- (1) 入学以前又は在学中に合格した科目の認定単位数については、表5を参考にし、当該高等学校長が定める。
- (2) 入学以前又は在学中に合格した科目を認定する場合は、合計単位数の上限について当該高等学校長が定める。ただし、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位までとする。
- (3) その他認定に関する事項については、当該高等学校長が定める。

■表5 高等学校卒業程度認定試験標準単位数試験科目

文部科学省HP 高等学校卒業程度認定試験（試験科目・出題範囲）より

高等学校卒業程度 認定試験科目	出題範囲(対応する教科書名)	認定標準 単位数
国語	「国語総合」	4
世界史A	「世界史A」	2
世界史B	「世界史B」	4
日本史A	「日本史A」	2
日本史B	「日本史B」	4
地理A	「地理A」	2
地理B	「地理B」	4
現代社会	「現代社会」	2
倫理	「倫理」	2
政治・経済	「政治・経済」	2
数学	「数学Ⅰ」	3
理科総合	「理科総合A」と「理科総合B」を総合した範囲	2
物理Ⅰ	「物理Ⅰ」	2
化学Ⅰ	「化学Ⅰ」	2
生物Ⅰ	「生物Ⅰ」	2
地学Ⅰ	「地学Ⅰ」	2
英語	「英語Ⅰ」	3

3. 教育委員会への申請について

各学校において「高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定」に関する規定等を定めた場合、様式11により教育委員会へ報告すること。

ア 提出先：高等学校教育担当

イ 提出部数：2部（A4判）

ウ 提出時期：教育課程申請時



第4 定時制課程における実務代替における単位の認定について

- 1 代替による単位認定に関する規定を整備すること。
- 2 代替による単位認定に際しては、校内に審査会等を設置し、次の諸資料等をもとに審査すること。
  - (1) 実務等の内容及びそれに携わった時間数を証明する資料
  - (2) 生徒の実務記録、レポート等
  - (3) 担当教員の巡回・指導の記録及び評価のもとになる資料
  - (4) その他単位の認定に必要なと考えられる資料

